

# 令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 3 0 号	受 理 年 月 日	令 和 3 年 8 月 1 9 日
件 名	「あんじょう市議会だより」の第51号（6月定例会）に対し、「全請願・陳情の不掲載が決定」されたことは、日本国憲法にもとづく請願権の軽視、及び国民の知る自由（権利）を侵害することになるために、請願を真摯に受け止め、この憲法違反の是正を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>「全請願・陳情の不掲載が決定」されたことの一因としては、最大会派である安城創生会の委員から出たと聞く「請願の件名の字が小さく、読みづらい」ということのように聞いている。該当する件名を3月議会の議会だよりから探すと、文字が少し小さくなっている</p> <p>「二村守議員の市庁舎内における暴言、暴行について、『二村守議員の市庁舎内における行いに関する審査会を設置して、その言動の有無及び是非を明らかにし、市民に説明することを求める陳情書』（令和2年9月23日提出）と『二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行について第三者委員会を設置し状況を解明させ、市民に、その有無と是非及び責任を明らかにすることを求める陳情書』（令和2年11月6日提出）を会議の議題としなかったことについて、その説明を求める請願」だと思われる。</p> <p>この二村守議員（当時の議長）の暴言・暴行事件が初めて件名に登場したため、文字が小さくて読みにくいという理屈が登場したのであろう。</p> <p>さて、先の3月定例会のQRコードをスマホ等に読ませても、文書表までには飛ばないため請願そのものを直ちに読めることにはならない。だが、今回の議会だより（6月定例会）のQRコードだと文書表に飛び、ただちに請願そのものを読むことかできる。</p> <p>しかし、関心が沸き、読む気になるのは、タイトルがわかってのことだろう。そのタイトルを市議会だよりから抹消してしまっているため、市民の何人が、（スマホ等を使える人に限定されることも問題だが）QRコードを読ませてまで読もうとするか疑問である。</p> <p>一般市民の立場に立って考えていただきたい。</p> <p>しかも、6月定例会での請願には、二村 守議員、永田敦史議員に関する請願が、各2件、合計4件存在している。</p> <p>これは、請願者が意図したことではなく、二人の議員が、そのような請願を出さざるを得ない状況になっただけのことである。</p> <p>出す必要もない請願は出さないものだ。</p> <p>しかも請願者の視点から見ると、次から次へと、請願のテーマを与えていただいたという構造にもなっている。</p> <p>そのうちの一つを取り上げるならば、市民が一度は、議員の思惑に沿うようなことを口にしたものの、その間違いに気づいたため、委員会後に、即時取り消したが、最初に言ったことをもとにくどいほどに、言った、言った、あれはいったい何だったんだ、と、しかもフルネームで、本会議でも言い続け、それはライブで放映されているし、議事録にも永久に残り続ける。これが市民に対して行う元議長、議員としての行為なのか。</p> <p style="text-align: right;">（参照：第23号 令和3年5月25日受理）</p>		

その後も、証拠が厳然と存在するのに、自分には説明はないと言い、担当課長と市民が話したことを否定するなど、およそ考えられる限りのすり替えの論理で議員都合の行動を貫き通している。

(参照:第23号 令和3年5月25日受理)

これでは、全市民の前で公然と名誉毀損をされたようなものとしか言えない。市民のせいにし続ける安城市議会議員とは、いったいどういう人達なのか。

安城市議会としての公式見解を断固求めます。

今回、「全請願・陳情の不掲載が決定」されたということは、市民の目には、このような市議会、議員の実態を市民の目から隠そうとしているということになる。

これは、他の請願に登場する議員の場合も同様である。もしも、議員として公務員として異議があるならば、ぜひ反論をしていただきたい。

さらには、2020年度から、本来の請願の趣旨から外れた請願が多数提出された、と言うことも耳にしており、これも不掲載の理由の一つかもしれない。

安城市議会、全議員にお聞きしたい。すでに何回も請願権についての 請願を出した。日本国憲法に基づく請願権とは何か、市議会議員の何人が 理解しているのか。「趣旨から外れた請願」とは、具体的に何を指しているのか、洗いざらいすべてご提示いただきたい。法的な審判を仰ぎたい。

また、日本国憲法に関する第一人者に、出版社経由で問い合わせたところ、「地方議会の議員も憲法99条の遵守義務は負いますので、政治責任は免れないこととなります」と回答を得ており、このことは、すでに外部には説明している。この憲法遵守義務に、何が含まれているのか、全議員はご存じなのか。請願権も含まれているということだ。

しかも、その請願の対象範囲がどこまでか、ご存じですか。

「本来の請願の趣旨から外れた請願が多数提出された」と的を外れの論理で、議会だよりへの請願の非公開を決めようとは何をか言わんや、である。

今一度、全議員は法律等の一般常識から研鑽を積んでいただきたい。

所詮、法律など言葉で表現されているのだから、大学教授、弁護士などの専門家に対して素人の市議会議員であっても、対抗は可能である。法律は、ノーベル物理学賞レベルのものでもないから、安城市議会議員にも十分に身につけられます。そこをベースにいただきたい。

さて、請願権、及び国民の知る自由(権利)は、全国民に保障されているため、このうち後者について、知る自由(権利)で市民が比較的容易にできることを例として挙げてみたい。

①請願：これは、日本国憲法で保障されており、請願法も存在し、本市には、請願・陳情に関するルールも存在している。

②「市民の声」として市に質問等が可能になっている。

③市の各部署への直メールによる質問。この場合は、何らかのかたちで、アドレスを入手した場合になる。

この3点に絞ってみると、本市の場合、回答が得られるのは、法的な義務がない②、③のみである。一番、重要であり、日本国憲法で保障している請願には、まったく相手にしない安城市議会という現状になっている。

最後に、昨年末の2020(令和2)年11月25日に最高裁大法廷が 過去の判例を変更し、話題になった内容 事件番号:平成30(行ヒ)417 は、各方面で報道、解説などがされたため、本市議会議員には自明なことかもしれないが改めて説明する。

それは、議会に対して、司法判断がより介入しやすくなったことである。

つまり、法令違反を容認する会派などは、まったくもって論外として、多数会派の横暴で地方自治が正常に機能していないという指摘がされてきたため、最高裁が60年ぶりに判例を変更したわけだ。

さらに当市議会に即して、わかりやすく言うならば、  
多数会派だからと言って、その数にモノを言わせて、法令違反をしてまで、否定、無視すること(当市の場合は、例えば法的に反論不可能な、まっとうな請願等を不採択、いや、それ以前に委員会で、問答無用で、議論の俎上にも乗せないこと)は出来ないということになるのだろう。

つまり、すでに、有無を言わさない多数決は許されていないことになるということだ。

多数の意見というだけで議決をするのではなく、法律上の妥当性を十分に検討して冷静に議決することが求められることとなる。

従って、安城市議会の中で『(我々の)決議は最高だ』と理解し、世間の変化に対応できない人は、安城市が新しく生まれ変わる場にそぐわない人でしょう。

当市議会議員は、これらのことを忘れることなく、精進願いたいものです。

#### 請願事項

- 要  
旨
- 1 【請願の趣旨】で説明したように、請願・陳情の件名は、すべて案件として、市議会だよりに掲載すること。現在、件数が多い理由は、市議会及び議員には問題が多すぎ、一時的に多くなっているだけである。  
つまり、「あんじょう市議会だより」の第49号(3月定例会)の状態に戻すことを最低条件として、新規に採用したQRコードでアクセス可能な情報のさらなる充実(議員個別の賛否結果等)を求める。このようにして憲法違反の解消に努めていただきたい。
  - 2 請願・陳情の詳細をQRコードの読み取りから、別サイトに誘導して開示している。  
この開示データについては、例えば、件名など、横に長くて、これまでの議会だよりに掲載されていた時よりも、さらに読みにくくなっている。少し頭をつかって読みやすくしてほしい。
  - 3 「趣旨から外れた請願」とは、具体的に何を指しているのか、洗いざらいすべてご提示いただきたい。
  - 4 「安城市議会としての公式見解を断固求めます。」としてある箇所について、本人としての、最低限の、及び市議会としての見解を求める。  
ここは、主に名誉毀損問題にかかわるため、場合によっては、法的な解決を求めることがある。  
なお、今回の件を不問に付し、本請願を否決するようなことがあるならば、議会の説明責任においてその理由を明示していただくことを求めます。  
なお、質問等があれば、正確にお答えするために、委員会審査の7日前までに文章でご提示ください。